

新潟県条例第29号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下「移動別表細目項等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下「移動後別表細目項等」という。）が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表細目項等とし、移動別表細目項等に対応する移動後別表細目項等が存在しない場合には当該移動別表細目項等（以下「削除別表細目項等」という。）を削り、移動後別表細目項等に対応する移動別表細目項等が存在しない場合には当該移動後別表細目項等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示並びに削除別表細目項等を除く。）を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 県民生活・環境部関係		(3) 県民生活・環境部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
1 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略) <u>(3) 法第46条の2第1項の規定による命令</u> <u>(4) 法第46条の2第2項の規定による損失の補償</u>	聖籠町 及び湯沢町	1 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略)	<u>各市、</u> 聖籠町 及び湯沢町
<u>2</u> (略)	(略)	2 電気用品安全法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第46条の2第1項の規定による命令 (2) 法第46条の2第2項の規定による損失の補償	各 市 (加茂市を除く。)、 聖籠町 及び湯沢町
<u>3</u> (略)	(略)	<u>3</u> (略)	(略)
<u>3</u> (略)	(略)	<u>3の2</u> (略)	(略)
4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略) (略)	聖籠町 及び湯沢町	4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略) (略)	<u>各市、</u> 聖籠町 及び湯沢町
(4) 防災局関係		(4) 防災局関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
		5 ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	三条市

<p>5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。） (1)～(53) (略)</p> <p>(54) (略) (55) (略) (56) (略) (57) (略) (58) (略) (59) (略) (60) (略) (61) (略)</p>	(略)	<p>(1) 法第46条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第47条第1項の規定による立入検査 (3) 法第47条の2第1項の規定による命令 (4) ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号）第12条第2項の規定による報告</p>													
<p>6 (略)</p>	(略)	<p>6 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。） (1)～(53) (略) (54) 法第83条の2第1項の規定による命令 (55) 法第83条の2第2項の規定による損失の補償 (56) (略) (57) (略) (58) (略) (59) (略) (60) (略) (61) (略) (62) (略) (63) (略)</p>	(略)												
<p>7 (略)</p>	(略)	<p>7 (略)</p>	(略)												
<p>7 (略)</p>	(略)	<p>8 (略)</p>	(略)												
<p>(5) (略)</p>		<p>(5) (略)</p>													
<p>(6) 産業労働観光部関係</p>		<p>(6) 産業労働観光部関係</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事</th> <th>務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市町村	(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>事</th> <th>務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市町村	(略)			
事	務	市町村													
(略)															
事	務	市町村													
(略)															
<table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					<table border="1"> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第4条第1項の規定による商店街整備計画の認定 (2) 法第4条第2項の規定による店舗集団化計画の認定 (3) 法第4条第3項の規定による共同店舗等整備計画の認定 (4) 法第4条第6項の規定による商店街整備等支援計画の認定</td> <td>新 潟 市、三 条市、十日町市、村上市、五 泉 市、阿 賀 野 市、佐 渡市、南魚沼</td> </tr> </tbody> </table>	6	中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第4条第1項の規定による商店街整備計画の認定 (2) 法第4条第2項の規定による店舗集団化計画の認定 (3) 法第4条第3項の規定による共同店舗等整備計画の認定 (4) 法第4条第6項の規定による商店街整備等支援計画の認定	新 潟 市、三 条市、十日町市、村上市、五 泉 市、阿 賀 野 市、佐 渡市、南魚沼							
6	中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第4条第1項の規定による商店街整備計画の認定 (2) 法第4条第2項の規定による店舗集団化計画の認定 (3) 法第4条第3項の規定による共同店舗等整備計画の認定 (4) 法第4条第6項の規定による商店街整備等支援計画の認定	新 潟 市、三 条市、十日町市、村上市、五 泉 市、阿 賀 野 市、佐 渡市、南魚沼													

6 (略)		(略)
(略)		
(7)・(8) (略)		
(9) 土木部関係		
事 務	市町村	
(略)		
15の2 被災市街地復興特別措置法 (平成7年法律第14号。以下この項 において「法」という。)に基づく事 務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) (略)	聖籠町 及び湯 沢町	
(略)		
16 特定優良賃貸住宅の供給の促進に 関する法律(平成5年法律第52号。 以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるも の (1)～(10) (略)	湯沢町	
(略)		

(5) 法第4条第8項(中小小売商業 振興法施行令(昭和48年政令第286 号。以下この項において「政令」 という。)第9条第3項において準 用する場合を含む。)の規定による 協議	市及び 胎内市	
(6) 法第13条第1項の規定による報 告の徴収		
(7) 政令第9条第1項の規定による 変更の認定		
(8) 政令第9条第2項の規定による 認定の取消し		
6の2 (略)	(略)	
(略)		
(7)・(8) (略)		
(9) 土木部関係		
事 務	市町村	
(略)		
15の2 被災市街地復興特別措置法 (平成7年法律第14号。以下この項 において「法」という。)に基づく事 務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) (略)	三 条 市、十 日 町 市、阿 賀 野 市、佐 渡市、 胎 内 市、聖 籠町及 び湯沢 町	
(略)		
16 特定優良賃貸住宅の供給の促進に 関する法律(平成5年法律第52号。 以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるも の (1)～(10) (略)	長 岡 市、三 条市、 十日町 市、糸 魚 川 市、上 越市、 佐渡市 及び湯 沢町	
(略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。